

宝達志水町地域公共交通協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行うため、協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の協議会は、宝達志水町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第3条 協議会は、事務所を宝達志水町役場企画振興課内に置く。

（協議事項）

第4条 協議会は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃及び料金に関すること。
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他必要と認めること。

（組織）

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 宝達志水町の職員
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者その他網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者、道路運送法に規定する者その他の宝達志水町が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員を選任及び職務）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名した者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、会長が必要と認める場合に開催する。

2 協議会の議長は、会長が務めるものとし、会長に事故があるときは、副会長が代理する。

3 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

6 やむを得ない理由により協議会を開催できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員その他の関係者は、これを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、宝達志水町その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(報酬)

第12条 委員は、協議会に出席したときは、報酬を受けることができる。

2 報酬は、宝達志水町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年宝達志水町条例第42号)の例による。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(その他事項)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮り決定するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。